

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 消費税更正処分等取消請求上告受理事  
件

国側当事者・国

平成29年2月3日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年2月9日判決、本資料26  
6号-19・順号12797)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年3月26日判決、本資料2  
65号-58・順号12641)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認めら  
れない。

平成29年2月3日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸

裁判官 菅野 博之

## 当事者目録

申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
同指定代理人	小林 努